

お受取りの対象となる手術・お受取りの対象とならない手術の例

お受取りの対象となる手術とお受取りの対象とならない手術について、代表例を挙げたものです。お受取りの対象は、ご契約(特約)の時期や種類により内容が異なりますので、「保険証券」「ご契約のしおり 約款」をあわせてご確認ください。また、お支払の判断にあたって、ご不明な点がございましたら、大同生命コールセンター(0120-789-503(通話料無料))にお問い合わせください。

次の場合は、約款に定めるいずれの手術にも該当しません

- ◆吸引、穿刺などの処置および神経ブロック
- ◆美容整形の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査(生検など)のための手術など「治療を直接の目的としない手術」

同日に2つ以上の手術を受けた場合の手術給付金の取扱い

- ◆ご契約(特約付加)日が1981年(昭和56年)11月2日～2008年(平成20年)10月1日の場合
お受取りの対象となる手術を同時に2つ以上受けられた場合は、手術給付金の金額の高いいずれか1つの手術のみ手術給付金のお受取りの対象となります。
- ◆ご契約(特約付加)日が2008年(平成20年)10月2日以降の場合
お受取りの対象となる手術を同じ日に2つ以上受けられた場合は、手術給付金の金額の高いいずれか1つの手術のみ手術給付金のお受取りの対象となります。
- ◆ご契約(特約付加)日が2023年(令和5年)6月2日以降の手術給付特約の場合
お受取りの対象となる手術を同じ日に2つ以上受けられた場合は、いずれか1つの手術のみ手術給付金のお受取りの対象となります。

⚠ お受取りの可否は、最終的には診断書の内容などにより判断させていただきます。

○：お受取りの対象となります(「入院あり」とは「入院中に受けられた手術」を指します)。

×：お受取りの対象となりません。

※2022年(令和4年)4月現在の医科診療報酬点数表などに基づいており、今後変更となる場合があります。

下表に記載のない新しい治療法による手術等を受けられた場合は、給付金をお受取りいただける可能性がありますので、幅広くご照会・ご請求ください。

部位	手術名	ご契約(特約付加)日				
		1981年11月2日 ┆ 2005年1月1日	2005年1月2日～ 2008年10月1日*1		2008年 10月2日～*2	2023年 6月2日～*2.6
			入院あり	入院なし		
皮膚	植皮術(25cm ² 未満の場合)	×	○	×	○	○
	植皮術(25cm ² 以上の場合)	○	○	○	○	○
乳房	乳房切除術	○	○	○	○	○
	良性乳腺腫瘍摘出術	×	○	×	○	○
	乳腺穿刺	×	×	×	×	×

※1～7の内容はP17をごらんください。

部位	手術名	ご契約(特約付加)日				
		1981年11月2日 } 2005年1月1日	2005年1月2日～ 2008年10月1日※1		2008年 10月2日～※2	2023年 6月2日～※2,6
			入院あり	入院なし		
筋骨	アキレス腱縫合術	○	○	○	○	○
	骨折観血的手術(指以外)	○	○	○	○	○
	骨盤骨切り術	○	○	○	○	○
	骨折の手術に伴う抜釘術	×	×	×	○	○
	骨折非観血的整復術	×	○	×	×	○
呼吸器・胸部	肺部分切除術	○	○	○	○	○
	慢性副鼻腔炎根本手術	○	○	○	○	○
	扁桃摘出術	×	○	×	○	○
循環器・脾	内シャント設置術	○	○	○	○	○
	外シャント血栓除去術	×	○	×	○	○
	大伏在静脈抜去術	○	○	○	○	○
	冠動脈バイパス移植術	○	○	○	○	○
	大動脈瘤切除術	○	○	○	○	○
消化器	虫垂切除術	○	○	○	○	○
	経皮的エタノール局注療法	×	×	×	×	×
	肛門周囲膿瘍切開排膿術	×	○	×	○	○
泌尿器	腎摘出術	○	○	○	○	○
	経尿道的前立腺手術	○	○	○	○	○
	経直腸式前立腺針生検	×	×	×	×	×
生殖器	帝王切開術	○	○	○	○	○
	吸引分娩術・鉗子分娩術	×	○	×	○	○
	子宮頸管ポリープ切除術	×	○	×	○	○
	卵巣腫瘍切除術	○	○	○	○	○
	卵巣摘出術	○	○	○	○	○
内分泌器	下垂体腫瘍摘出術	○	○	○	○	○
	副腎摘出術	○	○	○	○	○
	甲状腺腫瘍摘出術	○	○	○	○	○
	甲状腺穿刺	×	×	×	×	×

※1～7の内容はP17をごらんください。

部位	手術名	ご契約(特約付加)日					
		1981年11月2日 ┆ 2005年1月1日	2005年1月2日～ 2008年10月1日※1		2008年 10月2日～※2	2023年 6月2日～※2,6	
			入院あり	入院なし			
神経	脳動脈瘤クリッピング	○	○	○	○	○	
	神経ブロック	×	×	×	×	×	
	頭蓋内血腫除去術	○	○	○	○	○	
	椎間板ヘルニア切除術	○	○	○	○	○	
視器	水晶体再建術	○	○	○	○	○	
	眼内レンズ挿入術 (視力矯正手術を除く)	○	○	○	○	○	
	網膜光凝固術	○※3	○※3	○※3	○	○	
	レーシック手術	○※3,4	×	×	×	×	
聴器	鼓室形成術	○	○	○	○	○	
	鼓膜切開術	×	○	×	○	○	
その他	悪性新生物	悪性新生物電磁波温熱療法	○※3	○※3	○※3	○※5	○※7
	胆石・尿路結石	体外衝撃波結石破碎術	○※3	○※3	○※3	○	○
	脳・喉頭・胸・腹部 臓器への内視鏡 または血管・バス ケットカテーテル による手術	内視鏡的大腸ポリープ切除術	○※3	○※3	○※3	○	○
		経皮的冠動脈形成術	○※3	○※3	○※3	○	○
		経皮的冠動脈ステント留置術	○※3	○※3	○※3	○	○
		経カテーテル動脈注入療法	×	×	×	×	×
	新生物	新生物根治放射線照射	○※3	○※3	○※3	○※5	○※7
定位放射線治療、密封小線 源治療		○※3	○※3	○※3	○※5	○※7	

※1 5年ごと利差配当付新医療保険は除きます(ご契約(特約付加)日:1981年11月2日～2005年1月1日欄をご確認ください)。

※2 手術を受けた時点の公的医療保険制度における「医科診療報酬点数表」に「手術料」として列挙されている、または先進医療に該当する診療行為が対象となります(あわせてP14もごらんください)。

※3 施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とします。

※4 2005年(平成17年)1月2日以降に更新をされていない契約のみお受取りの対象となります。

※5 公的医療保険制度における「医科診療報酬点数表」に「放射線治療料」の算定対象として列挙されている診療行為、または、先進医療に該当する放射線照射・温熱療法による診療行為を受けられた場合、放射線治療給付金がお受取りの対象となります。ただし、60日以内に同種類の放射線治療が2回以上行われた場合、1回のみ行われたものとして取り扱います。

※6 手術給付特約および放射線治療給付特約を付加されている場合の取り扱いです。

※7 放射線治療給付特約を付加されている場合で、公的医療保険制度における「医科診療報酬点数表」に「放射線治療料」の算定対象として列挙されている診療行為、または、先進医療に該当する放射線照射・温熱療法による診療行為を受けられた場合、お受取りの対象となります。ただし、お受取りの対象となった放射線治療から60日以内に行われた放射線治療についてはお受取りの対象となりません。

Ⅲ 給付金をお受取りいただける場合・いただけない場合